

顔認証付きカードリーダー導入に伴う医療機関等へのシステム整備補助

厚生労働省保険局「オンライン資格確認」資料をもとに作成

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関及び薬局に無償提供。
- それ以外の費用（①マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、②ネットワーク環境の整備、③レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等）は下記上限額と割合で補助。

（補助の対象となる事業）

- ・ オンライン資格確認の導入に必要となる資格確認端末の購入・導入
- ・ レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等のアプリケーションに組み込むパッケージソフトの購入・導入
- ・ オンライン資格確認に必要となるオンライン請求回線の導入、既存のオンライン請求回線の増強
- ・ オンライン資格確認の導入に必要となるレセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修 等

※ 電子カルテシステムの改修は、資格確認だけでなく、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のための改修を含む。

	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所・ 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付き カードリーダー 提供台数	3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の 費用の 補助内容	1台導入の場合	2台導入の場合	3台導入の場合	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限 にその $\frac{1}{2}$ を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限 にその $\frac{3}{4}$ を補助
	105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限 にその $\frac{1}{2}$ を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限 にその $\frac{1}{2}$ を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限 にその $\frac{1}{2}$ を補助		

※ 消費税分（10%）も補助対象とし、上記の上限額は、消費税分を含む費用額。

2021年3月末日まで申し込みまでは上限額まで10/10補助

オンライン資格確認システムによる限度額適用認定証等の連携①

厚生労働省保険局「オンライン資格確認」資料をもとに作成

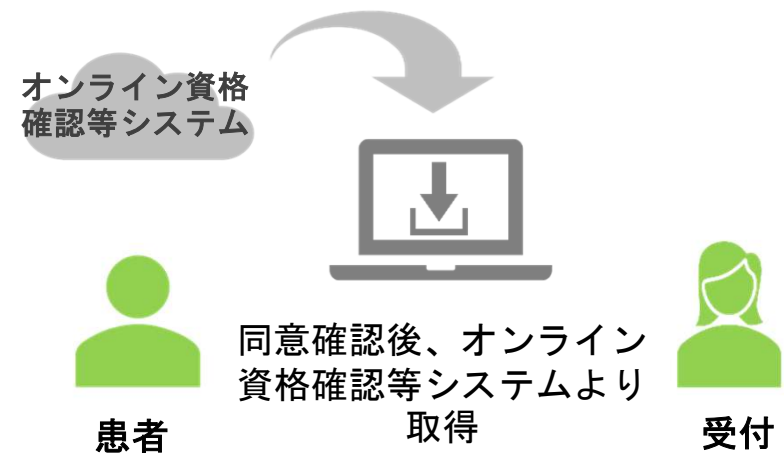
- 従来、限度額適用認定証等の発行には、加入者（患者）が必要となった際に保険者へ申請を必要がある。
- オンライン資格確認システムでは、**加入者（患者）から保険者への申請がなくても、限度額情報を取得**できるため、加入者(患者)は限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなる。

これまで



- 医療機関・薬局の窓口での支払いが高額な負担となった場合、患者は加入している保険者へ限度額適用認定等の申請を行い、発行された各証を医療機関・薬局へ提示していた

オンライン資格確認導入後



- 申請に依らず、患者本人から情報閲覧の同意を得た場合、限度額適用認定証等の情報を取得できる

オンライン資格確認システムによる限度額適用認定証等の連携②

厚生労働省保険局「オンライン資格確認」資料をもとに作成

限度額適用認定証等情報

高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証に関する情報

医療機関・薬局で同意した場合に閲覧可能な項目

証の種類	概要	表示内容
高齢受給者証	70歳以上75歳未満の高齢者について、一部負担割合を表す証	一部負担金の割合
限度額適用認定証	高額療養費制度の適用区分を表す証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証	高額療養費制度の適用区分及び入院時の食費等の減額の対象者であることを表す証	適用区分（長期入院該当年月日）
特定疾病療養受療証	特定疾病の認定を受けたことを表す証	認定疾病名（自己負担限度額）

適用区分：自己負担限度額を算出する際に適用する区分。適用区分は、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定される

認定疾病：①人工透析治療を必要とする慢性腎不全

②血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）

③抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣が認める者に係るものに限る）